

「安全衛生推進者」初任時教育（第3回）

安全衛生推進者の選任はお済みですか？

【労働安全衛生法第19条の2に基づく安全衛生推進者能力向上教育】

主催：（一社）三田労働基準協会 渋谷労働基準協会（幹事）

（一社）大田労働基準協会 （一社）品川労働基準協会

常時10人～49人の労働者を使用する工業的業種^[注1]の事業場（本社・支店・営業所等場所単位）では、労働安全衛生法第12条の2により「安全衛生推進者」の選任義務があります。また、「安全衛生推進者」は一定の実務経験者等^[注2]から選任するとともに、その能力の向上を図り職務を適切に遂行できるよう本教育を実施することとされています（平18.3.31能力向上教育指針公示第5号）。

安全衛生推進者に選任、あるいは選任を予定されている方の受講、異動等に備えての資格者の計画的養成、社員の安全衛生教育として本教育をご利用下さい。また、万一まだ選任されておられない事業場は、これを機会に選任されますようお願いいたします。

記

1 日時 平成27年12月14日（月） 9：30～18：00（開場は9：15です）

2 会場 渋谷区立商工会館 2階大研修室（裏面案内図参照）
渋谷区渋谷1-12-5

3 研修科目 公示に決められた全科目（講師：労働安全コンサルタント、テキスト〔中災防発行〕）

4 修了証 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、当日研修終了後交付します。

5 定員 100名（先着順）

（企業単位・安全協力会等で25名以上まとまる場合、別途委託開催に応じますのでご相談下さい）

6 受講料（消費税込） 上記4労働基準協会の会員 8,000円 それ以外の方 10,000円

7 申込方法等

① 受講申込 裏面申込書により、三田協会あてFax（03-3451-7692）して下さい。

② 申込受付と受講料の振込 受講可能な場合は、受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者あてFax返信します（申込書に必ずFax番号をご記入下さい）。受講料は受講票到着後2週間以内（到着から12月7日まで2週間ない場合は12月7日（月）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号：普通預金 0397963
・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会・住所：港区芝4-4-5（Tel03-3451-0901）
なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください（例1214 ○○カイシャ等）

③ 受講の取消 12月7日（月）までの取消は受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

④ 受講者は、研修当日受講票と、修了証受領のための認印をご持参下さい。

〔注〕1 「安全衛生推進者」・「衛生推進者」の業種区分（事業場（企業単位ではありません）の規模は10人～49人）

	業 種
安全衛生推進者	製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業、
衛生推進者	上記以外の全ての業種

・安全衛生推進者初任時教育科目には労働衛生の内容も含まれています。「衛生推進者」が安全管理も含めた教育を受けることはより好ましいと言えます。衛生推進者の初任時教育のカリキュラムは現在までのところ厚生労働省から示されておりません。

2 「安全衛生推進者」()内は「衛生推進者」の選任基準

①大学・高専卒業後1年以上の産業安全（衛生）の実務経験者、②高校卒業後3年以上の産業安全（衛生）の実務経験者、③5年以上の産業安全（衛生）の実務経験者、④安全衛生（衛生）推進者養成講習の修了者、の中から選任します。